

令和 8 年 第 6 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 23 日(火) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 26 名

農業委員 (17 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	篠原 清文	8	委 員	小池 壽美
17	会長代理	小林 優一	9	委 員	長田 佐吉
1	委 員	小池 正雄	10	委 員	両角 誠
2	委 員	原 正臣	11	委 員	立木 三彦
3	委 員	伊藤 弘通	12	委 員	堀内 康久
4	委 員	加賀美 積	13	委 員	宮澤 あゆみ
5	委 員	伊藤 和浩	14	委 員	渡辺 ちあき
6	委 員	伊東 隼介	15	委 員	前田 ちひろ
7	委 員	樋口 一義	16		

農地利用最適化推進委員 (9 名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	小海 長雄	24	委 員	柳平 寿一
20	委 員	竹内 信	25	委 員	伊東 賢一
21	委 員	原 克人	26	委 員	両角 柳也
22	委 員	伊藤 昇	27	委 員	宮坂 直治
23	委 員	伊藤 一人			

4. 欠席委員 1 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(11 番:立木三彦、14 番:渡辺 ちあき)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 25 号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(11 件)

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について(3 件)

議案第 27 号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(7 件)
 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の決定について
 (33 件)
 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の決定について(2 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 宮下 淳一
 事務局次長 五味 義人
 主 査 富澤 嘉友
 主 査 木川 未沙希

7. 会議の概要

会長代理	皆さんお疲れ様です。ただいまより第 6 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。 それでは、総会の開催に先立ちまして、成立宣言をいたします。本日は出席者 26 名ということで、この総会が成立することを宣言いたします。よろしくお願いいたします。 それでは次第に従いまして進行していきます。農業委員会会長招集あいさつということで、篠原会長よろしく願いいたします。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さんこんにちは。サッカーワールドカップもがんばってますね。まだ少しの間は楽しめそうです。皆さんには日頃の生活から農作業までご苦労様です。体には気をつけて仕事をしていただくようお願いいたします。 6月の最初に農業委員会の全国大会があり行ってきました。そこでは国の方の要望として、だいたいは長野県と一緒になのですが、とにかく地域計画をしっかりとやって、それをしっかり中でもんで形にしていきたいと、そういう要望が県からもありましたが、国の方でも言っていました。 それから県選出の衆議院の方と交流会があり、その場では、色々な政策から、我々にやらせることをあまり場違いなことはやめてくださいと。私たちが本当に取り組めるような形で提言していただきたい、そうすると私たちも取り組みやすくなるのでと、お願いしてまいりました。またそこでも県としましては地域計画ということで、それも出ていました。とにかくこの1年はそこら辺が主になっていくのではと聞いてきましたし、こちらの意見も言ってまいりました。 これから先どうなるかということは色々ありますが、それはまた少しずつこちらにおりてくるだろうが、少しずつやりやすくなるのは前提だろうと、そんな話もありました。そんな感じの報告であります。

	それでは今日も最後までよろしくお願いいたします。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、篠原会長お願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、議事日程第3の議事録署名委員の選任について、私の方から指名させていただきます。 11番の立木委員、14番の渡辺委員のお2人をお願いをいたします。
4. 総会の公開について	
会長	本日の審議事項は、事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は、第3条11件、第4条3、第5条7件となっております。また、農用地利用集積等促進計画関係が35件となっています。 審議内容につきましては個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めていきます。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは、議事に入ります。 日程第5の議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号1について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
8番委員	6月20日、ちの地区の委員2名で現地確認を実施しました。書類審査及び現地確認の結果、申請人がすでに現地で耕作しているということもあって、この申請は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号1は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号2について説明をお願いします。
次長	【申請番号2について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。

2番委員	6月16日に宮川地区委員4名で現地を確認しました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号2は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号3について説明をお願いします。
次長	申請番号4も同一の方が受入ですので併せて説明させていただきます。 【申請番号3、4について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10番委員	6月16日に、豊平地区委員3名で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、3、4ともこの申請は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。
11番委員	経営面積が入っていないが、何か理由があるのか。
次長	新規での取得ということになるので、ゼロから始めるという形になります。
議長	それでは採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 算数多数により、申請番号3、4は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号5について説明をお願いします。
次長	【申請番号5について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
17番委員	6月17日、玉川地区委員3名で現地調査を行いました。現地確認及び書類審査の内容についても、この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

	賛成多数により、申請番号 5 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
17 番委員	6 月 17 日に玉川地区委員 3 名で現地調査を行いました。この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
13 番委員	6 月 14 日に泉野地区の委員 4 名で現地確認をしてまいりました。書類審査、現地調査の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 8 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
27 番委員	6 月 21 日に金沢地区委員 2 名で現地を確認いたしました。書類審査、現地確認の結果問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

	賛成多数により、申請番号 8 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 9 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
3 番委員	本申請は金沢地区の委員が受人ですので退席となっています。もう 1 人の金沢地区の委員が本日欠席のため、依頼があり、代わってご報告します。6 月 21 日に金沢地区委員 2 名で現地調査を行ったということです。書類審査および現地確認の結果、この所有権移転は問題ないと見てまいりましたということでしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 9 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
27 番委員	6 月 21 日に金沢地区委員 2 名で現地調査を行いました。書類審査、現地確認の結果、問題ないと考えました。遠方ということで心配になりましたけど、もうすでに何年も耕されていない畑が耕されていたり、きちんと計画書が出ていましたので、この申請は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 10 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 11 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 11 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	6 月 19 日に湖東地区委員 3 名で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりましたので、ご審議をお願いします。

議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 11 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
3 番委員	6 月 16 日に宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この農地転用は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
19 番委員	6 月 16 日、宮川地区担当委員 4 名で現地調査を行いました。宮川新井の住宅地の中になります。戸建ての貸家で 2 棟を建築するという計画でした。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議をよろしく願ひいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに説明】

議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
19番委員	6月16日、宮川地区担当委員4名にて現地確認を行いました。この地区は会社とか駐車場とかが多い地区になります。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと判断しました。ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号3は原案通り決定いたします。
議長	続きまして議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号1について議案書をもとに説明】
議長	地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
21番委員	6月17日に玉川地区委員3名により現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号1は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号2について説明をお願いします。
次長	【申請番号2について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
6番委員	6月17日に玉川地区委員3名にて現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数)

	賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号3について説明をお願いします。
次長	【申請番号3について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
13番委員	6月14日に泉野地区委員4名で現地確認に行っていました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号3は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
1番委員	6月16日に宮川地区委員4名で現地を確認しました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
1番委員	6月16日に宮川地区委員4名で現地を確認いたしました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと思ってまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数)

	賛成多数により申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
議長	【申請番号 6 について議案書をもとに説明】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
27 番委員	6 月 21 日に金沢地区委員名で現地確認を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	前々回からの保留となっている件です。前回の後にわかったことについて、資料 4 点をご覧くださいと思います。まずは参考に現地の写真をご覧ください。現地には看板が立っているのと、後ろの方に既存の野立ての太陽光発電施設が設置されているという状況になります。 どんな場所かという、位置図でご覧いただいた県道から坂道を上っていった先になります。市道の右、左に太陽光発電施設が設置されています。ある程度傾斜があるという雰囲気をつかんでいただけるとありがたいです。既存施設のところには、雨水排水の処理で、側溝や擁壁が設置されているところもあります。傾斜地になっていて、その下は住宅が複数建っています。 次の資料が、転用の許可申請ごとに色分けした図になります。今回申請が出ているのが黄緑色の斜線を引いたところになります。 過去、全部で 7 件の転用について許可が出ていて、そのうちの 6 件は平成 26 年末から 27 年の始めにかけて、農地転用の許可が下りています。過去の経過について、前回の総会後に関係部署に確認をとったところ、平成 27 年の 6 月から 8 月にかけて 4 度にわたって、太陽光発電施設の設置に係る工事に起因すると思われる下流域に位置する農地への土砂の流出があったことが確認できました。いずれも許可が下りた後ということになります。そして 7 番の 1 件だけ、その後 10 月に許可が出ておりまして、今回、約 10 年ぶりの許可申請となります。 傾斜地であって、その傾斜の下側に住宅がある中で、実際に 10 年前には複数回土砂が宅地内に流れ込んだという経緯を踏まえて、申請者の方に改めて安全であることの確認ができる資料の提出を依頼したところ、ご覧い

	ただいている追加の対応策が提出されました。内容とすると、メッシュのところが太陽光のパネルを設置する予定の箇所になります。こちらとこちらに土側溝を掘るという対応策が出されました。全長が約 10m と 29m、台形になっていて上の幅が 1.5m、下が 1m。どこかに接続されていて排水されるというものではないです。 もう 1 点、土側溝の図と併せて出てきたのが、標題としては雨水排水の計画書といった内容になります。書かれている内容としては、10 年に一度の確率で降る強さの雨について、10 分間の雨を集めて貯めることができるといった内容の計算式が書かれています。ただそれ以上の降雨があった場合には溢れてしまうということで、そこからすると、安全であることが確認できるとまでは判断できないのではないかとというのが事務局の見立てとして考えられたために、申請者にその旨を伝えました。それを踏まえて、追加の対応策や書類の補正があるかどうかを尋ねたところ、ないということでした。 今回の申請の論点とすると、転用の許可の基準のうちの、一般基準。先月も出たお話ではありますが、その中の「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合」には許可できないとされているので、そこに該当するかどうかということが論点になろうかと考えています。繰り返しになりますが、現地が傾斜であるということ、10 年前に土砂の流出があったということ、現地の下に複数の住宅が建っているという中で、ということになってくるかと思います。
議長	地区担当委員からは何か付け加えたいことはありますか。
7 番委員	雨水排水の計画書が出されたが、現在すでに建っている太陽光については、長い壁がついていて、ここ 10 年は大雨も来てなくていいと思うが、今回土側溝だけだと、不安になります。
22 番委員	私も、土側溝を設置するという進展はあったが、土側溝は雨が降れば堆積してきて、結局は浅くなってくる。それでまた同じようなことが起きるのではないかな。 現地の、下の住宅の人達も 10 年前にそういうこともあって、なおかつさらにできるのかというと、すごく不安を抱くと思う。そういう感情なんかも考慮すると、この計画に賛成できない。
議長	皆さんから質問、ご意見はありますか。
21 番委員	この渡人が売りたいのか、受人が太陽光を建てたいのか、どちらの意思が強いのか。
7 番委員	私の知る限りでは、渡人が、自分の体調などを鑑みて維持管理が難しいので土地を売りたいというふうには思っている。
21 番委員	渡人が売りたいとなると、どこまで駄目だと言えるのか。1 番の問題はこの土砂流出をしたときに、下の住宅の方々が被害を受ける。

	そうするとこの住宅の方が、基本的に OK しないとこの問題については解決しないのではと思うので、住宅の方が、しょうがねえやって言うんであれば、許可するのも可能かなと思うが、OK がとれてない以上は、今日この申請については、許可するのは難しいのではないかと思う。 5 年、10 年 20 年経って何かあった場合に、この許可を出したのは、農業委員会でちゃんと審議をして出したのかということになるので、そのときにどういう経過でやったのかということがぶり返される可能性があるのも、そういう責任が果たせるような対策がきちんできな以上は、下の住宅の方にも説明できないし、我々の責任も問われるのではないかと思う。
23 番委員	過去に土砂災害があったのなら、土砂災害警戒区域のイエローとかレッドは指定されていないのか。
次長	該当なかったと思います。改めて確認します。
23 番委員	確認してもらって、もしレッドであれば、こんな土側溝なんかではとても対応できないと思う。
11 番委員	この案件に限ったことではないが、太陽光の問題で過去には霧ヶ峰の太陽光が中止になった例があるけれども、太陽光パネルというか、2m から 3m くらいのを次々に並べて、そこに雨が降ったときに、本当に土砂災害に繋がるのかどうかというのも私は疑問を持っている。 雨が地下浸透していくわけなので、2m から 3m ごとにパネルの表面を流れて伝え落ちるわけだね、それは地下に浸透していく。 だから、この案件に限って言うと、雨が降って土砂災害が出るということが、太陽光パネルを置いたことによって起きるのか、ただ単純に雨が降ったことによって起きるのか。その辺のこのスタンスというのは、我々が今後こういう問題に直面したときに理解してないといけないと思うんです。その運用点は、何か科学的な、こうなるから雨が降ったとき、災害が起きるんだよという前例とか、そういうものがあるものなのかどうかははっきりしておく必要があると私は考える。
次長	現地は赤土の場所です。浸透というのはあまり見込めないのかなというのが見立てですし、先ほどの計算書でもどれくらい地下浸透するかという記載はなかったし、地質調査の結果の提出もありませんでした。
1 番委員	最初から説明を伺っていると、49.5 キロワットくらいの小さい太陽光の発電施設が集積してきてこういう状況になっていて、最後に残ったところが、今回出てきている。 49.5 キロワットということは、土砂災害だとか環境特性とかそういったものに関しては、規制逃れのための 49.5 キロワットみたいな形で、太陽光発電ブームのときには全国的に言えば進んだわけですね。ですから、この場合、もう 49.5 でいっているから、土質の検査とか色々細かい検査とかそういっ

	たものを一切抜きにした形で、団地みたいな太陽光はできて、その結果として事務局の報告であったような形で、土砂流出が4回も現に起こってしまった。下の方々がそれに憤慨しているし、それを聞いたり、現地をご覧になられた地元の委員の方が、いやこれは問題あるぞという形で、問題提起していただいて、我々が議論しているということだと思いますね。 今回業者は、土側溝は作ると。10 分間の雨水だけは飲めるということ。だが今の時代は気候変動のなかで雨は 10 分間で止まるのではなくて2時間3時間を想定とした雨量を上回るのが常になってきている。 やはり業者の排水対策とか、これは非常に不十分ではないのか。10 分間降雨対応の土側溝では、線状降水帯の豪雨には全く対応できません。時間雨量 100 ミリが想定される時代ですから、再度の土砂流出に関わる色々な対策を考えていただければ、災害が起こったとき農業委員会何やってたんだということになる。慎重にやっていくべき。 あと受入はどうも投資用の太陽光施設を作って販売を全国的にやっているようだ。投資用となると、所有権が移転してしまう。管理責任が不明確になる可能性が強くなり、災害時の責任追及が困難になる。農地転用後の管理が適切に行われる保証があるのかどうかということですね。 前から言っているが、転用の許可については極めて慎重に、過去の災害履歴を重視するような形で、それから盛り土規制法についても、もし過去の段階で太陽光作るときに盛り土とかしていたら、盛り土規制法というのは、過去の盛り土もかかってまいりますので、その辺のところの確認も必要なのでということです。あとは排水計画は再検証ということだと思います。 必要とあれば、下に並んでいる家とかへも説明した方が、将来のためにはいいのかという気がしています。地区担当の方々が懸念をもっておられるので。一言で言えば、この土地はすでに土砂災害がおきた実績がある土地で、住民の生命に関わる問題ですので、その辺の審議を慎重にしていく必要があるのではないかと思います。
14 番委員	このスライドでも既存の側溝であっても結構埋まったりしていて、これまで雨が降らなかったから問題なかったのかもしれないが、メンテナンスとか管理もできず、なおかつ 10 分間の雨と言うが、こういう側溝も機能していなくて、上からも水は流れてくると思うので、懸念されている通りだと思う。 農業委員会というより、区の方で皆さんは審議とかをされているのかなというのも疑問です。周りの方とかすごく不安だと思うし、それに対して区長さんとかはどういう立場をとっていらっしゃるのかとか、皆さんの意見をどうふうに聞いているのかというのが疑問。
次長	先ほどの土砂災害の警戒区域についてですが、イエローもレッドもかかっていませんでした。

議長	今しっかり意見が出されまして、皆さんの考えもあろうかと思います。まだ質問のある方はいますか。
21 番委員	今日どうしても採決するのか。
次長	これ以上の追加資料や修正はないということなので、今、材料が全て揃えられたというふうに考えているので、採決をとっていただくのが望ましいと考えています。
21 番委員	何人かの方が意見申し上げたように、皆不安を持っているのではないかと。地域の住民の方も不安、米沢の委員の方も不安。農業委員会としても、何かあったときに責任とれるのか。そういう状況の中で、採決していいのか。その判断がわからない。
議長	これまで3回にわたって議論してきました。不安に思うのもわかりますので、皆さんの意見として、最終的な採決をしたい。
次長	採決の結果によって、過半数の承認が得られた場合には、適、これは適切であるという意見書を付けて県に送り、県がそれを踏まて許可・不許可の判断をするというのが適の場合の流れ。 採決の結果例えば承認する人として過半数の手が挙がらなかった場合には不許可相当ということで、不適という意見書をつけて送り、県の方でそれを踏まえて県が許可不許可を判断するという流れになってくる。 採決というのはこれを通すという意味ではなくて、どう判断するかということです。
21 番委員	採決の権利があるのは農業委員だけだね。推進委員は採決の権利はないんだよね。
次長	議決権ということで突き詰めて言うと、あるのは農業委員さんという形になります。
21 番委員	手を挙げないし参加しなくても良いんだね。
1 番委員	この件、去年の国会でも農林水産委員会、さかんに議論されていて。推進委員さんも同じことを一生懸命やっているのに、なんで採決権ないんだと相当議論されて、だったら来年からそのことに関して、議論しましょうと約束したんですよ。ところが内閣変わってこの話が出てきていない。ただ国の方でも今の非常な矛盾点は認識している。参考まで。
5 番委員	仮定の話だが、だめになった場合、0から申請はできるということか。 話を聞いていると、渡人の人はとても売りたい。受人はそれほどでもなく、土側溝で済まそうとしているという感じがどうしてもする。 今回これで駄目だとしたらこの渡人の人は残念だったね、ということで終わるのか、後で地域の委員さんも悪く言われるのかなとか、そんなことまで考えなくて良いのかもしれないけど。 10年前の災害のときは何も手をつけていないときに崩れたのか。

次長	今回の結果いかんで仮に許可おりなかった場合も再度申請することはできます。 10年前のは、野立ての太陽光の申請の走りの時期ということもあって、だいたい乱暴な施工や手続きがされたよう。市からも複数回改善を求めているうちに災害が起きた。書類だけでは原因までは読み取れないが。
5 番委員	そのときの被害は。
7 番委員	民家に土砂が流れ込んだ。
5 番委員	この申請地も流れたのか。
7 番委員	下の畑に流れていて、話をしたときには絶対にやだと言っていた。10 年前のそのときは区長が入って、あとで側溝とか壁を作った。
21 番委員	これは私の考えだけど、毎月この会議に出て、採決のときに手を挙げていますけど、これは地区の人が問題ないと言っているものを他地区の人が色々文句言うのはおかしい話じゃないかと思うので、私は他地区の話については全て手を挙げています。 今回のことについては、地区の委員が問題だと言っているものを、他地区の人が OK なんてできるものかと私は思う。
議長	気持ちわかるが、委員として結論を出すときなので、全員で判断していただきたい。
14 番委員	許可基準のところで、土砂の流出の危険があると感じた場合は、不許可でいいんですね。
議長	良いです。
議長	意見も出尽くしたと思うので、申請番号 5-7 について採決したいと思います。
21 番委員	私たちは関係ないって解釈で良いの。
次長	茅野市農業委員会の委員として、これだけ時間を割いてご審議いただきてきたので、ぜひ同じ委員として一緒に審議していただきたい。 賛成する場合は手を挙げる、賛成しない場合は手を挙げないということでお願いします。
議長	採決に入ります。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手なし)
議長	ありがとうございます。本申請は否決とさせていただきます。
議長	次に、議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画(一括方式)」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から 33 について議案書をもとに説明】
議長	質問や意見のある方は挙手をお願いします。
14 番委員	受人の〇〇は、たくさん借りていてありがたいが、実際耕作するのは海外

	の方だそうで、水を止めたりとかトラブルもあるらしいが、教育的指導しているのか。
次長	こちらに苦情が来れば都度伝えるようにしている。地元の農業委員さんが目を光られているぞというメッセージもすごく大事だと思う。苦情がくるのはマイナスだと捉えているようなので、もし何かあればその場で注意してもらっても。
6番委員	前は言うとかんかになったりどやしつけられたり、結構勇気いる。人によって話が通じる人と通じない人がいる。 社長はけんか腰だけど、△△さんはよく聞いてくれて、私も昨日草刈りしてほしいと伝えたら今日にはもうしてくれてあった。前よりは聞くようになったけど、人によって気をつけないといけない。
27番委員	去年は刈ってたけど今年はまだ刈ってない。 外国人も変わったりしてる。捕まえておどせばやってくれるんだけどね、問題なのが刈った後全部川に入れちゃう。近所の人であげてくれる人もいるけど、そういう話があったときにすぐに言ってやらないと。去年は刈ってあったけど今年はまだ1回も刈ってない。自分も見つけられれば騒ぐけど、周りの人もずっと見張っているわけではないので、朝バイクで来てすぐいなくなって。貸す話があったらきちんと言ったほうが。 水のかけっぱなしであったりとかしているから、他の地域でもそうだと思う。もし他に貸してほしいという人がいたらそっちに話をしていきたいくらいのことを思っている。 一生懸命やりたいようだったらきちん与管理するようにもう1度指導していった方が良くと思います。
次長	外の地区はどうですか。
10番委員	豊平も草刈りまだ。
次長	明日連絡をいれておこうと思うので、ここもというものがあれば言づけていただければ。状況を見て面と向かって言えるようなら言っていたら、これはということがあれば情報共有していただければと思います。
9番委員	御作田では人の土地を無断耕作始めたと通報があった。
24番委員	上場沢、せぎのバルブを全開にしてしまう。注意しても外人さん「話がわからない」と言われてしまって、こちらも何ともできなくて、せぎの人たちが開けに行くと、開けてると閉められての繰り返しをしている。誰に言ってもいいのかわからない状況。
議長	次長の方から連絡を入れていただくので何かあればまた言ってください。
議長	それでは、他にないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数)

	賛成多数により、原案の通り決定いたします。
議長	次に、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1、2 について議案書をもとに説明】
議長	その他に質問のある方はいらっしゃいますか。 それでは、ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

令和 8 年 月 日

議 長

委 員

委 員